

褥瘡発生予防に関する指針

社会福祉法人 葆光会

特別養護老人ホーム 藤美苑

褥瘡発生予防に関する指針

1. 総則

特別養護老人ホーム藤美苑（以下「当施設」という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切なケアに努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡発生予防対策指針を定めるものとする。

2. 職員の責務

当施設に勤務する介護等に従事する職員は、褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

3. 体制

(1) 褥瘡予防対策委員会の設置

ア 目的

当施設内の褥瘡予防対策を効果的に推進するために、当施設に「褥瘡予防対策委員会」を設置する。

イ 褥瘡予防対策委員会の構成

褥瘡予防対策委員会は次に掲げる者で構成する。

施設長・医師・看護職員・管理栄養士・介護支援専門員・介護職員

(2) 褥瘡予防対策担当者

ア 褥瘡予防対策に資するために、褥瘡予防対策担当者（委員長）を置く。

イ 褥瘡予防対策担当者（委員長）は施設長が看護職員の中から指名し、看護業務との兼務とする。

ウ 褥瘡予防対策担当者（委員長）には以下の権限を与える。

- ・ 委員会の議事進行
- ・ 褥瘡予防のためのマニュアル等に関する原案の作成
- ・ 褥瘡発生ハイリスク者の管理及び収集した事例調査
- ・ 褥瘡発生ハイリスク者以外を把握し委員会への報告
- ・ 褥瘡予防対策に関する研修計画の立案

(3) 褥瘡予防対策委員会の開催

褥瘡予防対策委員会は委員長の招集により毎月1回及び必要時において開催し「褥瘡予防」と「褥瘡発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

ア 施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること

イ 褥瘡予防に関する情報の収集に関すること

- ウ 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること
- エ 褥瘡予防のためのマニュアル等の整備に関すること
- オ 職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の企画及び実施に関すること
- カ その他、当施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

(4) 褥瘡予防ミーティングの開催

- ア 各課フロアーにて褥瘡予防に向けて意識向上啓発。
- イ 褥瘡予防対策委員会への議案として、褥瘡事例の対応策に関することや新しい取り組みの提案等の検討

4. 褥瘡予防の手順

(1) 褥瘡予防のための計画作成

褥瘡予防対策担当者は、褥瘡のハイリスク者が発生した場合、介護支援専門員と協力して、褥瘡予防のためのケアプランを再プランニングする。

(2) 褥瘡予防の実践

介護職員等は、ケアプランに則り、別に定める計画書にもとづき、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなくてはならない。

(3) 褥瘡予防の評価

褥瘡予防対策担当者は、褥瘡予防計画に従って、介護支援専門員と協力して適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

5. 褥瘡対策に関する研修

委員会は褥瘡予防に関する施設内研修を年 2 回以上行う。又、必要に応じて外部研修へも積極的に参加し向上に努める。

6. その他

(1) 記録の保管

委員会の審議内容記録は 5 年間保存とする。

(2) 委員は個人情報保護のため以下を遵守する。

ア 委員は委員会で知り得た事項に関しては委員長長の許可なく、他に漏らしてはならない。

イ 委員は委員長長の許可なく、報告書、分析資料、議事録等の褥瘡に関する全ての資料を複写してはならない

ウ 委員は委員長長の許可なく、個人に関する報告書、分析資料等を発表や研修で利用してはならない。

(3) 指針の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル等は褥瘡予防対策委員会において定期的に見直しし、必要に応じて改正するものとする。

7. 褥瘡発生予防に関する指針の閲覧について

この指針は危機管理マニュアルに綴じ、誰でも閲覧することが出来ます。

この指針は、ホームページに掲載されています。

附則

この指針は平成 24 年 10 月 1 日に策定し、同日から適用する。

この指針は平成 30 年 8 月 1 日に一部改正。